

29	産業医学振興経費	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行う。	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を80%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。	△	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。	
			① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を700人以上とする。		① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を780人以上とする。	
30	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集团的に指導することにより法の履行確保を図る。	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	○	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	
			平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。		特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。	
31	未払賃金の立替払事業	企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払う。	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる。	○	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持すること。	
			① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持し、平成19年度実績を定着させるため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回の立替払を堅持する。 ・審査マニュアル等の内容の充実や研修等を実施し、審査業務の標準化を図る。 ・ホームページの一層の充実、パンフレットの見直しを行う。 ② 立替払債権の確実な回収を図るため、民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。		① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について平均30日以内を維持するため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回払いの堅持 ・立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂 ・ホームページの一層の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・破産事案における裁判手続への確実な参加 ・再建型倒産事案における債務承認書又は弁済計画書の提出督促、弁済の履行督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促	
32	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	働き方の見直しにより、長時間労働の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。	△	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。	
			中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。		中小企業労働時間適正化促進事業助成金の支給決定件数を140件以上とする。	
33	労働時間等相談センター事業の推進	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図る。	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。	△	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。	
			相談件数を55,650件以上とする。		相談件数を55,650件以上とする。	

34	新規起業事業場就業環境整備サポート事業	新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	○	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。
			サポート実施事業者数を800社以上とする。		サポート実施事業者数を800社以上とする。
35	過重労働解消に向けた取組の推進事業	総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。	○	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。
			本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。		本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。
36	中小企業勤労者総合福祉推進事業 (廃止整理対象事業)	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。	×	サービスセンターの総会員数 96万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
			サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。		サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を 46,133人以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
37	中小企業退職金共済事業	中小企業退職金共済制度への加入に伴う事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成19年度末2,911,000人)	○	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成20年度末2,951,352人)
			新規加入被共済者数(平成20年度:400,600人)		新規加入被共済者数(平成21年度:400,600人)
38	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・安全衛生対策検討委員会の設置 ・実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・適正な労災保険給付の確保	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件	○	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.3%以下 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上
39	家内労働者の安全衛生対策事業	家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施する。 1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。	○	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。

		把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。 2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。 3 危険有害業務に従事する家内労働者が多くいる地域において、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため、家内労働者の健康相談事業を実施する。	家内労働安全衛生指導員による指導対象となる家内労働者及び委託者数、3,400人以上。		家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数、1,100人以上。	
40	働く女性の母性健康管理対策推進費	女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。 また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 母性健康管理サイトのアクセス数を100,000件とする。	○	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 母性健康管理サイトのアクセス数を300,000件とする。	
41	女性と仕事総合支援事業	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の85%以上から得る。 健康に関する相談件数 2,500件	○	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の95%以上から得る。 ① 健康に関する相談件数2,700件 ② 健康問題に関するセミナー開催件数24回	
42	短時間労働者安全衛生対策推進費	正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 528件	○	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 503件	

5. 平成20年度限りで廃止の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度	21年度成果目標	備考
43	海外巡回健康相談事業	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を90%以上得る。	○		
44	2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、参加者のうち「ITを活用した安全衛生管理システムを理解し、当該システムの活用について検討する」と回答する割合を50%以上とする。(平成20年度までの時限事業)	○		